

## 外国政府等で重要な地位を占める方（外国 PEPs）の範囲について

外国 PEPs（Politically Exposed Persons）とは、外国の政府等において重要な地位を占める方、またはその家族（※）を指します。該当する場合は、特定の取引の都度、お取引やお客様の状況の確認をさせていただきます。

なお、お客様（法人）の実質的支配者が外国 PEPs にあたる場合は、お客様も外国 PEPs であるとして同様に確認をさせていただきます。

### 【外国 PEPs に該当する方】

1. 外国において、我が国における以下の地位と同等の地位にある方
  - ・ 国家元首
  - ・ 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣
  - ・ 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長
  - ・ 最高裁判所の裁判官
  - ・ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員
  - ・ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長
  - ・ 中央銀行の役員
  - ・ 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
2. 過去に、前記 1 に該当したことがある方
3. 前記 1 又は 2 に該当する方のご家族（配偶者（※）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子）

※婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある方を含みます。

以上